答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令７-職２〕

第１　当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動１及び２は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第５条第１項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第２条第１項に規定するヘイトスピーチ（以下「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

諮問に係る下記の表現活動３及び４は、ヘイトスピーチには該当しない。

記

（表現活動１）

令和７年10月に大阪市内において複数の参加者により行われた街頭演説（以下「本件街頭演説」という。）のうち、後掲する第２の４で検討する発言を行っている者（以下「本件表現活動者Ａ」という。）により行われた街頭演説（以下「本件表現活動１」という。）

（表現活動２）

本件街頭演説及び、その後に複数の参加者により行われたデモ行進（以下「本件デモ行進」といい、本件街頭演説と本件デモ行進を合わせて「本件街頭演説等」という。）のうち、本件表現活動１を除く本件街頭演説等（以下「本件表現活動２」という。）

（表現活動３）

インターネット上の動画投稿サイト「YouTube」（https://www.youtube.com/。以下「本件動画サイト」という。）において本件街頭演説等を生中継動画により配信・公開し、視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動３」という。）

（表現活動４）

本件表現活動３に係る生中継動画を録画した動画（以下「本件動画」という。）及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画等」という。）を本件動画サイト内の特定のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動４」といい、本件表現活動１ないし４を併せて「本件表現活動」という。）

第２　結論に至った理由

１　本件街頭演説等に係る表現活動の主体について

大阪市長の補助組織である大阪市市民局（以下「市民局」という。）において令和７年10月30日時点で確認した際、本件ウェブページでは、特定のチャンネル名で本件動画が掲載されており、また、説明文には特定の団体名称の記述がある。

また、本件動画により各参加者の発言等を当審査会が確認したところ、団体の代表者とされる者による挨拶が行われ、また、司会進行役と思われる者が団体の代表者を紹介し、本件街頭演説等の目的は移民政策反対であり、外国人に対してのヘイト発言ではなく、政策、政治に対しての批判をお願いする旨を繰り返し述べながら、本件街頭演説等の司会進行を行っていることから、一見すると、本件街頭演説等は特定の団体（以下「本件団体」という。）による行為である可能性があるものと認められる。

一方、本件街頭演説において、本件表現活動者Ａを含め演説を行う参加者は飛び込みで参加しており、演説内容もそれぞれの参加者が自由に自身の思いを述べている。

また、本件街頭演説等について、本件団体以外の団体が関連しているとの情報や本件団体以外の団体により実施されたものであるかどうかも明らかでない。本件街頭演説等については、仮に団体により実施されたものであるとしても、下記４及び５のとおりヘイトスピーチに該当しないと考えられることから、本件街頭演説等に係る表現活動の主体については判断を保留する事とした。

２　調査審議対象とする本件動画等について

本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者からの情報提供を受けて市民局において確認した令和７年10月30日時点における本件動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。

３　本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提

供された情報をもとに、条例第６条第１項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるので、条例第５条第２項に規定する申出にかかる申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

条例第９条第２項では、表現活動を行ったものについて書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第５条第１項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利･利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動は、下記４ないし７に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当しないため、いずれも、条例第５条第１項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件表現活動を行ったものについては、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利･利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動を行ったものに対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動を行ったものが応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第９条第２項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動を行ったものに対しては、条例第９条第２項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第３項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

４　本件表現活動１について

(1) 条例第５条第１項第１号該当性について

本件表現活動１は、大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、条例第５条第１項第１号に該当する。

(2) 条例第２条第１項第１号該当性について

本件表現活動１において、本件表現活動者Ａは、在日韓国・朝鮮人は社会保険料、国民年金保険料を滞納している人が多く、生活保護を請求しており、また、京阪神地区の在日韓国・朝鮮人の犯罪発生率が高いという趣旨の発言を行っている。

本件表現活動者Ａの上記発言について、一般的にどの統計数値を根拠に述べているか定かではなく、当審査会としても、その数値が妥当である

かどうか確認することはできなかった。

加えて、本件表現活動１は、あくまでも移民政策に反対することを主題とした表現活動であり、たとえ独自の意見であったとしても、表現の自由等との関係を考慮すると、特定の人種又は民族を排除すべきなどと主張する場合は別として、外国人に関する見解について、公の場で議論がなされること自体に関しては許容されるべきである。

以上を踏まえると、本件表現活動１は、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人を社会から排除すること又は在日韓国・朝鮮人の権利若しくは自由を制限することを目的としていることが認められない。また、在日韓国・朝鮮人であることのみをもって、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的が明らかには認められない。

よって、本件表現活動１は、条例第２条第１項第１号ア、イ及びウのいずれにも該当しない。

(3) 小括

したがって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動１は、ヘイトスピーチには該当しない。

５　本件表現活動２について

(1) 条例第５条第１項第１号該当性について

本件表現活動２は、大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、条例第５条第１項第１号に該当する。

(2) 条例第２条第１項第２号該当性について

条例第２条第１項第２号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動２のうち、本件街頭演説は、複数の参加者によるものであり、終始一貫して同一の主題について主張しているとまでは言えないものの、大筋において、移民政策に反対する旨や政府、政治家に対する批判を述べるもの、日本を守らなければならないと呼び掛けるものなどであることが認められた。

また、本件表現活動２のうち、本件デモ行進においても、デモ行進の態様、繰り返される発言の回数なども含めて確認したところ、本件街頭演説での検討に加えて、更なる検討を要するような表現は認められなかった。

政治家や行政についての批判については、許容されるべきであり、また、

当審査会が確認できる限りでは、明確に特定の人種又は民族の属性に対する誹謗中傷と判断できる表現は見受けられないことから、本件表現活動２には、特定の人種又は民族に対する侮蔑や誹謗中傷といえるような表現の内容や態様はほぼ認められない。

以上より、本件表現活動２を総合的に勘案すると、その表現活動の内容や態様が、特定の人種又は民族を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものや、特定の人種又は民族のうちの相当数に脅威を感じさせるようなものとまでは認められない。

よって、本件表現活動２は、条例第２条第１項第２号ア又はイのいずれにも該当しない。

(3) 小括

したがって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動２は、ヘイトスピーチには該当しない。

6　予備的検討

仮に本件街頭演説等を本件団体による行為として、ヘイトスピーチに該当するものであるかどうかを検討したとしても、ヘイトスピーチには該当しないと考えられる。

7　本件表現活動３及び４について

本件表現活動３は、本件動画サイトに本件表現活動１及び２を配信・公開し、本件表現活動４は、本件ウェブページに本件表現活動１及び２を掲載したものであり、上記４及び５のとおり、本件表現活動１及び２がヘイトスピーチに該当しないことから、本件表現活動３及び４はヘイトスピーチには該当しない。

8　結論

以上の次第で、第１記載のとおり判断した。

（参考）答申に至る経過

令和７年度　令７-職２

| 年　月　日 | 経　　過 |
|---|---|
| 令和　７年 12 月　５日 | 諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無） |
| 令和　７年 12 月　５日 | 調査審議（論点整理） |
| 令和　８年　３月 16 日 | 調査審議（論点整理） |
| 令和　８年　６月 15 日 | 調査審議（論点整理） |
| 令和　８年　７月 29 日 | 調査審議（答申案） |
| 令和　８年　８月 19 日 | 調査審議（答申案） |
| 令和　８年　９月 28 日 | 調査審議（答申案） |
| 令和　８年 10 月 16 日 | 調査審議（答申案） |
| 令和　８年 10 月 28 日 | 答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無） |